

令和8年度 第3回 菊川市水道料金審議会議事録（議事要旨）

1. 会議概要

会議名	令和8年度 第3回 菊川市水道料金審議会
開催日時	令和8年5月12日（13:30～15:35）
会場	菊川市役所 東館 E301 会議室
出席者	（下記参照）
欠席者	なし
事務局	菊川市生活環境部水道課

【出席者】

- 委員：佐藤克昭、伊藤博之、玉澤一雄、清水厚、森下泰孝、戸塚大輔、
 畠田翔太郎、中村一秀、井指好美、鈴木恭子
- 市職員：生活環境部長 浅羽淳、生活環境部 連携調整室主幹 森下謙太郎
- 事務局：水道課長 岩堀泰央、庶務係長 小野裕太郎、事業係長 渡邊太吾
 係員 平野剛平
- オブザーバー：株式会社白岩設計

2. 配付資料

- 次第
- 席次表
- 次回日程調整表
- 前回議事録
- 第3回審議会資料（事前郵送）
- 投影資料（PowerPoint）（事前郵送）

3. 議事の概要

3.1 開会

事務局より開会。会議成立の報告、配付資料の確認、議事録作成等のため録音・写真撮影を行う旨の説明があった。

3.2 会長挨拶

佐藤会長より、第1回及び第2回の審議を踏まえ、本日は料金案の比較検討及び案の絞り込みについて審議したい旨の挨拶があった。

3.3 議題：料金案の比較検討及び案の絞り込み（事務局説明）

- 第3回審議会では、第2回で確認された料金改定の必要性を踏まえ、料金収入見込額を積算方式により確定し、負担配分方法を比較検討した上で、最終案を絞り込むことを主な議題としたこと。
- 第2回審議会で示した平均改定率8.4%及び実質改定率9.3%は、料金改定の必要性を判断するための概算であり、新たな料金水準の検討に当たっては、口径別契約件数及び段階別水量構成比を反映した積算方式により算定する必要があること。
- 料金決定に必要な前提条件として、必要収入5,961,768千円、算定期間は令和9年度から令和13年度までの5年間、ただし令和9年度上半期は旧料金、料金体系は口径別基本料金及び水量別逦増型従量料金の二部料金制、基本水量は1か月当たり8^mの無料水量帯とすることが確認されたこと。
- 基本料金の積算については、口径別契約件数が短中期的に比較的安定していることから、10年実績に基づく推計結果を用い、口径別基本料金との積により算定すること。
- 従量料金の積算については、有収水量全体に占める基本水量の比率が重要であり、令和6年度実績では総有収水量に占める基本水量構成比が28.6%、基本水量以下の水量構成比が4.1%で、近年増加傾向にあること。
- 水量構成比の比較案として、案①「令和6年度実績を採用した推計」（平均改定率7.7%、実質改定率8.6%）、案②「直近の傾向を重視した推計」（平均改定率8.5%、

実質改定率 9.5%)、案③「過去 10 年の実績に基づく推計」(平均改定率 9.6%、実質改定率 10.7%) が示されたこと。

- 事務局案として、利用者負担を抑えつつ、推計と実績の乖離による収支への影響を抑えやすい案②を採用することが提案されたこと。
- 負担配分方法については、固定費配分の方法として、I「負荷率を用い従量料金を厚めにする案」と、II「施設利用率を用い基本料金を厚めにする案」を比較したこと。
- 逓増度については、A「逓増度 1.24 (逓増度強め)」と、B「逓増度 1.20 以下 (逓増度弱め)」を比較したこと。
- これらを組み合わせ、I-A、II-A、I-B、II-B の 4 案を比較検討案としたこと。
- 評価軸として、少量使用者への配慮、多量使用者への配慮、収入の安定性、節水意識の向上、負担増加の平準性を設定し、事務局案として、負担増加が比較的平準的で、家事用・業務用のいずれにも偏りすぎない I-B 案が提案されたこと。
- 選定された新水道料金については、大口径の基本料金の増加率が高く見えるものの、平均使用水量における請求総額の増加率では突出した負担とはならないため、料金の補正は行わない方針が説明されたこと。

3.4 質疑・意見 (主なもの)

- 平均改定率と実質改定率の違いについて質問があり、平均改定率は算定期間 5 年間全体で必要となる改定率であり、実質改定率は令和 9 年度上半期を旧料金とすることを踏まえ、令和 9 年 10 月以降の新料金に必要となる改定率である旨の説明があった。
- 給水人口が減少傾向にある一方で契約件数が増加している理由について質問があり、単身世帯の増加、核家族化、市内の宅地造成、移住・転居、土地の分譲等により、家事用を中心に契約件数が伸びている旨の説明があった。
- 基本水量帯の利用者が増加していることについて、少人数世帯やアパート等の増加により、1 か月 8 m³以内で収まる使用者の比率が上がっているとの整理があった。
- 現行の 13mm 及び 20mm の基本料金について、2 か月当たり税込 2,514 円であり、2 か月 16 m³までは基本料金で使用できることが確認された。

- 料金算定期間について、令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間を基本とし、5 年後に見直すこととなるが、物価上昇等の社会情勢の変動が大きい場合には柔軟な対応が必要であるとの意見があった。
- 大井川広域水道企業団の受水費について、令和 11 年度から値上げが予定されており、当該影響をシミュレーションに含めている旨の説明があった。
- 水量構成比の 3 案について、案③は収入不足リスクを抑えやすい一方で利用者負担が高くなること、案①は負担を抑えられる一方で基本水量帯使用者の増加による減収リスクが高いことから、中間的な案②により収支見込みを整理することが妥当であるとの説明があった。
- 基本水量を 2 か月 16 m³から減らす考え方について質問があり、前回までの審議で 1 か月 8 m³の基本水量を前提としていること、他市でもおおむね 8 m³から 10 m³程度の基本水量が採用されていることが確認された。
- 水量構成比案②について採決が行われ、全員の賛同により案②を採用することとされた。
- 負担配分方法の比較では、従量料金を厚めにする案は節水への動機づけが強い一方で、収入が景気や天候、使用水量の変動に左右されやすいこと、基本料金を厚めにする案は収入が安定しやすい一方で、少量使用者の負担感が出やすいことが確認された。
- 節水については、水道事業の収入面では減収要因となる一方、使用者負担の軽減、水の有効利用、エネルギーコストや環境面からは意義があるとの整理があった。
- I-B 案については、評価表上は最も点数が高いものの、少量使用者が増加する中で従量料金を厚く設定することの妥当性、また将来的な収入の安定性の観点から、基本料金をやや厚めにする II-A 案も検討すべきではないかとの意見があった。
- 委員からは、一般家庭の負担をできるだけ抑えるべき、大口径使用者に過度な負担を求めるべきではない、企業誘致や業務用利用者への影響にも配慮すべき、収入の安定性も必要であるなど、各立場から意見が出された。

- 事務局からは、Ⅰ-B案は高齢者世帯や平均使用水量が少ない世帯の負担をⅡ-A案よりも抑えつつ、多量使用者にも一定の負担を配分するものであり、全体的なバランスを重視した案である旨の説明があった。
- Ⅰ-B案とⅡ-A案の比較では、基本水量以内の使用者にとってはⅠ-B案の基本料金が低くなる一方、一定の使用水量を超えた場合にはⅡ-A案の方が安くなるケースもあり、どこを重視するかによって評価が分かれるとの意見があった。
- 負担配分案について採決が行われ、多数の賛同により、事務局案であるⅠ-B案を採用することとされた。
- 新料金表の補正の必要性について、大口径、特に100mm、75mmの基本料金増加率が大きい理由を問う意見があった。事務局からは、現行料金では断面積に基づく配分により大口径が相対的に低く抑えられていたが、今回は日本水道協会の水道料金算定要領に基づき、理論流量比を用いて算定したためである旨の説明があった。
- 大口径の基本料金は、平均使用水量や同一使用水量による比較でも、決して不合理ではなく、また、大口径の基本料金を下げる場合、その分の負担が小口径側へ移ることになるため、今回の料金表では補正を行わず、算定要領に基づく整理を基本とすることが確認された。
- 最終案に基づく収支試算では、令和9年度から令和13年度まで経常収支はおおむね均衡し、経常収支比率は100%を上回って推移すること、5年間累計では必要な収入と経費が整合していることから、料金水準は妥当である旨の説明があった。
- 新料金は、周辺市の現行料金との比較では高い水準となることが説明された。ただし、周辺市の料金は現行料金による比較であることも併せて確認された。

3.5 議事の整理

佐藤会長より、料金収入見込額の確定については、水量構成比案②「直近の傾向を重視した推計」を採用し、積算による平均改定率8.5%、実質改定率9.5%を料金水準の前提とする方向が確認された。

また、負担配分方法については、I-B案「従量料金厚め+通増度弱め」を採用し、家事用・業務用のいずれにも偏りすぎない負担配分とする方向が整理された。

新水道料金表については、大口径の基本料金増加率が高く見えるものの、平均使用水量における請求総額では突出した負担とはならず、また、水道料金算定要領に基づく算定であることから、補正は行わず、審議会の案として整理することとされた。

今回は、本日の審議結果を踏まえ、答申案、最終案、条例改正骨子案、施行時期、付帯意見、今後の議会提出スケジュール等を整理し、最終的な審議を行うこととされた。

3.6 次回開催等

第4回審議会は令和8年7月の開催を予定し、候補日として7月14日、7月21日、7月23日、7月30日の各午後が示された。出席可能日について、5月25日までに電話、メール又はFAXで事務局へ回答するよう依頼があった。

3.7 閉会

事務局より閉会。